

議第 号

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「いう」の右に「。第15条第5項において同じ」を加える。

第10条第1項中「幼児、児童または生徒を保護する責任のある者（次項において「保護者」という）」を「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ）」に、「保護する幼児、児童または生徒」を「監護する未成年者」に改め、同条第2項中「保護する幼児、児童または生徒」を「監護する未成年者」に改める。

第14条第1項中「自転車利用者は」を「自転車利用者（未成年者を除く。第5項において同じ。）は」に改め、同条第3項中「自転車利用者」の右に「、保護者、事業者および自転車貸付事業者」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付事業者」という。）は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第14条第1項の次に次の1項を加える。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第15条第2項中「自転車小売業者は」の右に「、前項の規定による確認を行った場合において」を加え、「提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するものとする」を「提供しなければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者があるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認するよう努めなければならない。

第15条に次の4項を加える。

- 4 事業者は、前項の規定による確認を行った場合において、当該従業者の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 学校、学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒または学生があるときは、当該児童、生徒または学生に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認するよう努めなければならない。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による確認を行った場合について準用する。この場合において、第4項中「当該従業者に」とあるのは、「当該児童、生徒および学生ならびに当該児童および生徒の保護者に」と読み替えるものとする。
- 7 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を借り受けようとする者に対し、自らの加入している当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

第19条第2項中「有償で貸し付けられる」を「貸付けの用に供される」に改める。

付則第2項中「この条例」を「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第 号）」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第9条および第15条の改正規定（同条第7項に係る部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における改正後の第10条第1項の規定の適用については、同項中「未成年者に」とあるのは、「未成年者（18歳未満の者に限る。次項において同じ。）に」とする。